

別表（第2条関係）

項目	基準
著しい傾斜	建築物の崩落、落階、上階とのずれが目視で確認できる。
	基礎の不同沈下が目視で確認できる。
	木造建築物について、20分の1超の傾斜が確認できる。 (2階以上の階が傾斜している場合も同様)
基礎及び土台	基礎の大きな亀裂や多数のひび割れ、破損又は変形が目視で確認できる。
	土台の腐朽、破損、変形又は蟻害が目視で確認できる。
	基礎と土台のずれが目視で確認できる。
	基礎と土台の緊結金物の腐食、脱落が目視で確認できる。
柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等	柱、はり、筋かいに大きな亀裂や多数のひび割れ、腐朽、破損、変形又は蟻害が目視で確認できる。
	柱とはりのずれ又は脱落が目視で確認できる。
	柱とはりの接合部の腐食、脱落が目視で確認できる。
屋根ふき材、ひさし又は軒	屋根の落ち込みや浮き上がりなどの変形、破損などが目視で確認できる。
	屋根ふき材（瓦やトタンなど）が剥落又は飛散のおそれがある。
	軒の裏板、たる木等の腐朽や破損が目視で確認できる。
	軒が垂れ下がっている。
外壁	壁体を貫通する穴が生じている。
	外壁の仕上げ材料が剥落、腐朽、破損している又は剥落、飛散のおそれがある。
	外壁の剥落、腐朽、破損により下地が露出している。
	外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮き上がりが目視で確認できる。
	外壁に大きなひび等があり、外壁の脱落等の危険性が目視で確認できる。